

北海道根室振興局告示第61号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、たこ漁業(北方四島周辺海域)について、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数等に関する制限措置を次のとおり定めた。

令和4年12月16日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
たこ漁業(から釣り)	<p>操業海域の外側の線は、「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」(以下「協定」という。)付表にいう第26点、第25点、第24点、第23点を順次結ぶ測地線に沿って引かれる。</p> <p>操業海域の内側の線は、協定付表にいう第26点から北緯43度19分00秒の緯度線に沿って東に向かい、同緯度線が貝殻島から色丹島までの島々の(岩場)太平洋沿岸低潮線から3海里離れた線(以下「3海里線」という。)と最初に交わる点を経て、3海里線に沿って東に向かい、3海里線が協定付表にいう第23点と第24点を結ぶ測地線と交わる点まで引かれる。</p> <p>ただし、 ア 多楽水道においては、3海里は、志発島の三角崎と多楽島のシマヤ崎を結ぶ測地線から測られる。 イ 色丹水道においては、3海里は、多楽島のホロリュウヤ崎と色丹島の昆布臼崎を結ぶ測地線から測られる。 ウ 色丹島においては、3海里は、昆布臼崎、昆布臼崎より東側に位置する岩場、大島の南西端、大島の東端、イタコタン崎を順次に結んだ測地線から測られ、その後色丹島の低潮線から測られる。</p> <p><<点の位置>> (世界測地系) 第23点 北緯43度50分00秒東経146度55分12秒 第24点 北緯43度44分00秒東経147度09分00秒 第25点 北緯43度10分00秒東経145度55分00秒 第26点 北緯43度19分00秒東経145度52分31秒</p>	協定第2条第1項の了解覚書に定められた期間である1月1日から1月31日まで及び10月16日から12月31日まで	了解覚書に定められた隻数8隻	20トン未満	ア 根室振興局管内に住所を有する者 イ 了解覚書第4項の操業指示書及び操業確認書の交付を受ける予定の者	令和4年12月16日から令和4年12月26日まで	1. 許可の有効期間は、令和4年12月31日以前の許可は令和5年1月1日から同年12月31日まで、令和5年1月1日以降の許可は許可の日から令和5年12月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和4年12月31日以前の認可は令和5年1月1日から同年6月30日まで、令和5年1月1日以降の認可は認可の日から6ヶ月までとする。 3. 申請書の提出先は、根室振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1)了解覚書及び「協定第一条に規定する水域における日本国の漁船による海洋生物資源についての操業の手続きに関する指針」(以下「指針」という。)で示された事項に関しては、これを遵守しなければならない。 (2)船内に秤を備え付けなければならない。 (3)(一社)北海道水産会から交付された指示書等により設定を受けた操業対象物ごとの漁獲量を超えて当該操業対象物の採捕をしてはならない。また、操業対象物のうちいずれか一つの漁獲の総量が指示書等により設定を受けた漁獲量に達した場合、他の操業対象物の採捕をしてはならない。 (4)船橋楼の側面の外側は全てオレンジ色(マンセル記号2.5 YR6/14)の塗料によって塗装されていなければならない。 (5)操業中は操業海域以外の区域に立ち入ってはならない。ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により立入る場合は、この限りではない。この場合にあっては、あらかじめ根室振興局長に報告しなければならない。 (6)使用する漁具は、1、500枚(1枚の長さ30メートル以内)以内でなければならない。 (7)たこ以外の水産動物等が採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (8)漁獲物は全て船内で計量しなければならない。ただし、暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない事由により全数を計量できない場合は、この限りではない。この場合にあっては、あらかじめ根室振興局長に報告しなければならない。 また、漁獲量を操業日誌へ記載する際には、海水の重量を差し引く等、漁獲量を補正してはならない。 (9)暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き第6で定められた港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合には、その都度、根室振興局長に報告しなければならない。 (10)操業にあたっては、出港時から入港時までの間、全地球測位システムを使用して、当該船舶位置を20分以内間隔毎に記録するとともに、その記録を次回出港時まで保持しなければならない。なお、当漁業の次回出港時まで、北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線、規則第33条に基づく別表第3に定める点を順次結んだ線及び第22の点から真方位160度の線以西の海域で他種漁業を営む場合においては、指針Ⅱに定める点を出域した時間から24時間を経過した後には航跡を消去できるものとする。また、根室振興局長が記録を保持する期間を定め、別に指示した場合は、その期間内は記録を保持しなければならない。 (11)知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。